

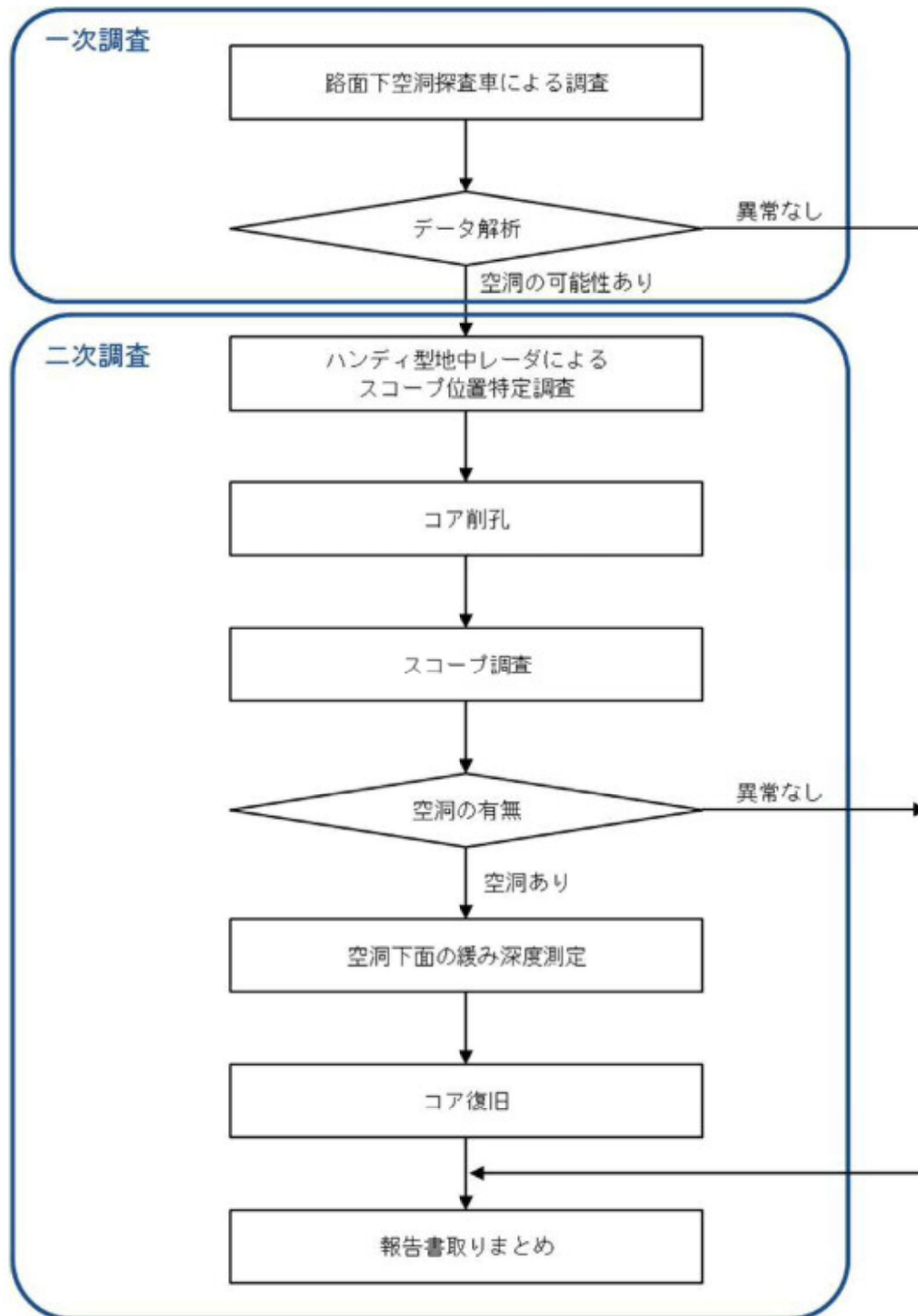
## 路面下空洞調査業務の概要について

## 1. 業務趣旨

本業務は、道路陥没事故を未然に防ぐため、レーダ探査機を搭載した車両やスコープカメラ等により道路の地下に存在する空洞を調査するものです。

## 2. 業務フロー

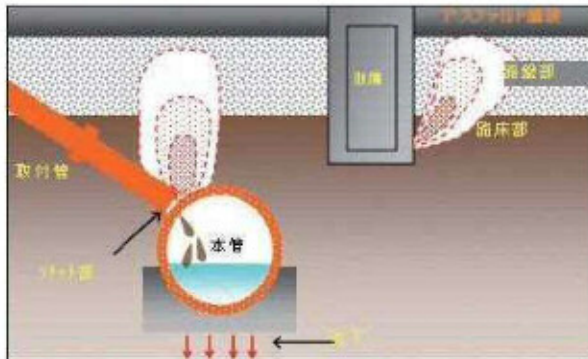
本業務では、下記の一般的な業務フローにより実施するものです。



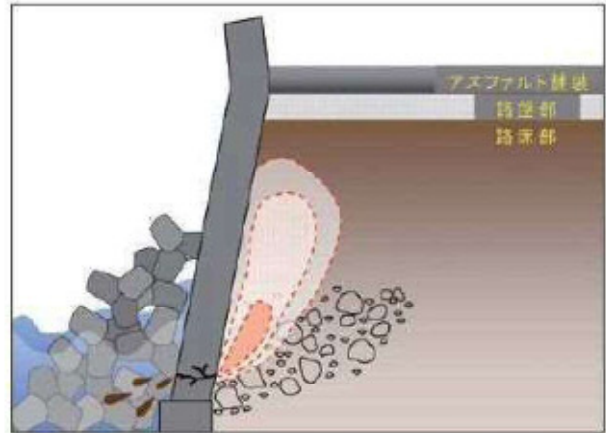
業務フロー

### 3. 空洞の発生原因

路面下空洞は様々な原因により発生するものと考えられますが、主なものとしては、埋設管の損傷・劣化による土砂の流出や、河川・海岸堤防の損傷・劣化による土砂流出、地下構造物周辺の埋戻し不良、地震による影響等が挙げられます。



埋設管の損傷・劣化による土砂流出



河川・海岸堤防の損傷・劣化による土砂流出

### 4. 一次調査の手法

レーダ探査機を搭載した空洞探査車により空洞の有無を調査します。

空洞探査車は一般車両と同じ速度で走行するため、交通流の阻害や渋滞の原因となるようなことはなく、また非破壊で調査を実施することが可能です。



## 5. 二次調査の手法

一次調査の結果、空洞の可能性有りと判定された異常箇所について、ハンディ型地中レーダにより詳細な位置を特定し、コア削孔後、スコープカメラを挿入して空洞の広がり、深さ、厚さ等を計測します。また、空洞底面に発生している緩みの深度を測定します。



ハンディ型地中レーダによる位置特定状況



スコープカメラ撮影状況

## 6. 公募型プロポーザル方式の採用について

本業務に関する調査手法の技術革新が進んだことを受け、費用のみの判断ではなく、事業者の実績や技術力、創意工夫を評価対象とすることで、道路利用者の安全・安心の確保をより確実なものとするため、公募型プロポーザル方式を採用することとしたものです。



# 令和元年度 仙台市路面下空洞調査業務

## 募集要項 (案)

令和元年 8 月  
仙台市

令和元年度 仙台市路面下空洞調査業務募集要項（案）

目次

1. 業務目的	P 1
2. 業務概要	P 1
3. 応募条件	P 1
4. 応募に関する留意事項	P 2
5. 事業者選定の流れ	P 2
6. 事業全体スケジュール（予定）及び提出書類	P 3
7. 技術提案書作成要領	P 6
8. 技術提案書の評価及び評価結果の通知	P 7
9. 契約に関する事項	P 8



## 1. 業務目的

本業務は、道路法(昭和27年法律第180号)第42条及び道路法施行令(昭和27年政令第479号)第35条の2に基づき、路面下における空洞調査を実施するものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

路面下空洞調査業務委託

### (2) 業務内容

工 種	規 格	単 位	数 量
1次調査(路面探査車)	車道・昼間	km	450
2次調査(ハンディ型地中レーダ)	車道・昼間	箇所	120
コア削孔・復旧		箇所	120
緩み深度測定		箇所	120
計画準備・現地踏査		km	450
1次調査解析	車道	km	450
2次調査解析	車道	箇所	120
報告書作成		式	1
打合せ	中間2回	式	1

### (3) 業務箇所

別紙調査路線位置図のとおり

### (4) 履行期限

令和2年3月27日まで

### (5) 仕様書

仕様書の案については別添のとおりとする。なお契約時には、プロポーザルにより選定された受託者の技術提案書を基に協議を行い、速やかに作成することとする。

### (6) 事業費限度額

金 65,880,100 円 (消費税及び地方消費税含む)

## 3. 応募条件

次の要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本手続を実施する年度の仙台市競争入札参加資格者名簿における建設コンサルタント道路部門、建設コンサルタント土質部門又は地質調査に登録されている者であること
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項に規定する指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)により更生裁判所に更生事件が係属している株式会社でない者であること
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)により再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものでない者であること

- (6) 仙台市税（市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しない者であること

#### 4. 応募に関する留意事項

##### (1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

##### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとし、本市が応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

なお、提出書類の返却は行わない。

##### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている設計、施工方法、材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

##### (4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

##### (5) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

##### (6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類に関する参考資料の提出を後日求める場合がある。

##### (7) 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び技術提案書への虚偽の記載は禁止とし、記載した参加表明書及び技術提案書は無効とする。

##### (8) 関係者との接触の禁止

本要項に関する問合せは、事務局に行うこと。また、公募に関する質問や書類の提出などを除き、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及び本事業に従事する市職員との本件申請に関連する接触を禁止する。

なお、接触の事実が認められた場合、失格となる場合がある。

#### 5. 事業者選定の流れ

##### (1) 「3. 応募条件」に定める要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募条件等を確認し、条件を満たした応募者について評価を行い、最大 5 者に対し技術提案書の提出を文書で要請する。

なお評価の結果、差異が認められない場合は、5 者以上に対し要請を行うことがある。

##### (2) 最優秀提案の選定

応募者による提案説明（プレゼンテーション）を実施した上で、審査委員会が提案内容を評価し、評価の結果、総合得点について、一定の水準を超えかつ最も大きい評価を得た最優秀提



案1者と次点の評価を得た優秀提案1者を選定する。

(3) 詳細協議

最優秀提案者は優先交渉権者となり、契約締結までの諸条件等について、本市と詳細協議を行う。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は、詳細協議成立後、本市と契約を締結し事業者となる。優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は優秀提案者と詳細協議を行い、協議成立後優秀提案者と契約を締結する。なお、契約までの費用については、優先交渉権者、優秀提案者各々の負担とする。

(5) 事務局

本事業の提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

所在地：仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

ホームページ：<http://www.city.sendai.jp/>

担当窓口：仙台市建設局道路部道路保全課保全計画係

電話：022-214-8415

FAX：022-227-2614

電子メール：[ken010165@city.sendai.jp](mailto:ken010165@city.sendai.jp)

## 6. 事業全体スケジュール及び提出書類

(1) 本事業は、次の日程で行う。

番号	項目	日程
①	募集要項の配布（ホームページで公開）	令和元年9月17日～
②	募集要項に関する質問受付	令和元年9月17日～9月25日
③	募集要項に関する質問の回答	令和元年9月27日
④	参加表明書受付	令和元年9月27日～
⑤	参加表明書受付〆切	令和元年10月4日
⑥	技術提案書提出者の選定（第1次審査結果）通知	令和元年10月8日
⑦	技術提案書提出者に対する説明、提出要請	令和元年10月8日
⑧	技術提案書受付	令和元年10月9日～
⑨	技術提案書受付〆切	令和元年10月23日
⑩	プロポーザル審査委員会、プレゼンテーション	令和元年10月30日
⑪	技術提案書の特定（第2次審査結果）通知	令和元年10月31日
⑫	受託者との詳細協議	令和元年11月1日～11月7日
⑬	契約締結	令和元年11月8日
⑭	業務着手	令和元年11月11日
⑮	業務完了	令和2年3月27日

(2) 募集要項の公表

① 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

② 募集要項に対する質問受付・質問回答

募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

(ア)質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出(送信)する。

なお、電子メール送信の際は、件名を「仙台市路面下空洞調査業務質問書」と記載することとし、メール送信後、電話で事務局にメールの着信を確認すること。

(イ)受付期間

令和元年9月17日(火) 午前9時～9月25日(水) 午後5時まで(必着)

(ウ)質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和元年9月27日(金)午後1時にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本要項と一体のものとし、同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類(以下「参加表明書」という。)を持参する。

① 受付期間

令和元年9月27日(金)～10月4日(金)

受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

② 受付場所

仙台市建設局道路部道路保全課(仙台市役所本庁舎6階)

③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類を3部(正1部、副2部)提出すること。

(ア)参加表明書(様式第2号)

(イ)納税証明書

最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

なお、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(ウ)市税等の滞納がないことの証明書

仙台市税(市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書を提出すること。

(エ)会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じて提出する。

①設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数(様式第3号の1)

②企業状況表(様式第3号の2)

③有資格技術職員内訳表(様式第3号の3)

④路面下空洞調査業務実績(H26～H30の5カ年に完了した業務)(様式第3号の4)

⑤その他、本事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、



その関係会社の会社概要も添付すること。

なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(オ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第4号の2）

(カ) 配置予定技術者の資格要件及び業務実績（管理技術者：様式第5号の1，担当技術者：様式第5号の2，照査技術者：様式第5号の3）

(キ) 各資格者免許証の写し

各配置予定技術者の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

#### (4) 参加表明書の評価

参加表明した者の応募条件等を確認し、条件を満たした応募者について下表に基づき評価を行い、最大5者に対し技術提案書の提出を文書で要請する。

なお、評価の結果、差異が認められない場合は、5者以上に対し要請を行うことがある。

番号	評価対象	評価項目
①	会社の業務実績	同種業務の実績
		同種業務での表彰歴
②	営業拠点	本店・支店・営業所の所在
③	配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績
④	配置予定担当技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績
⑤	配置予定照査技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績

#### (5) 参加資格確認結果及び技術提案要請書の通知

参加資格の結果は、文書（電子メール）で本市から応募者に通知する。なお、技術提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり技術提案要請書を郵送する。

ア 通知日 令和元年10月8日（火）

イ 郵送日 令和元年10月8日（火） 発送

#### (6) 技術提案書の提出

技術提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料をもとに「7. 技術提案書作成要領」に従い、技術提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間 令和元年10月9日（水）～ 10月23日（水）

受付時間 開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 提出書類

「7. 技術提案書作成要領」によるものとする。

#### (7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、技術提案書受付の締切日の前日までに技術提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参又は郵送により提出すること。

## 7. 技術提案書作成要領

### (1) 一般的事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。
- ② 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- ③ 技術提案書提出届（様式第7号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類表紙をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。  
なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- ④ 提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部（正1部、副8部）提出すること。

### (2) 技術提案書提出届（様式第7号）

### (3) 事業費提案書（様式第8号）

### (4) 業務実施方針に関する提案書（様式第9号）

### (5) 技術提案内容に関する提案書（様式第10号）

### (6) 法令遵守の取組体制報告書（様式第11号）

法令遵守（コンプライアンス）の取組に関する考え方について、提出すること。

### (7) 個人情報管理体制報告書（様式第12号）

応募者が講じる個人情報管理に関する安全対策について、提出すること。

### (8) 独自提案に関する提案書（様式第13号）

本事業において、事業者が独自に提案できる内容を記載すること。また、本市にとって有益になるという視点から工夫している点があれば記載すること。

### (9) 技術提案における留意点

技術提案を行う上で、次のテーマに着目した内容とすること。

#### 【テーマ】

- ① 1次調査結果の正確性の確保について  
→ 異常箇所の見落としや異常ではない箇所の検出を防止するための対策と照査方法を記載すること
- ② 2次調査を実施すべき異常箇所の選定について  
→ 1次調査により検出された異常箇所について、危険度や進行性、道路特性等により2次調査の必要性を判断する要素を整理すること  
→ 応募者が実施した同種業務において、検出された異常箇所の2次調査結果が空洞と確定した割合や実績等について、必要に応じ記載すること



## 8. 技術提案書の評価及び評価結果の通知

### (1) 評価

提出された技術提案書について、審査委員会が下表に基づき評価を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

番号	評価対象	評価項目	判断基準・評価基準
①	業務実施方針	業務内容の理解度	業務の目的、内容の理解度、実施方針の確立性
		業務工程の計画性・妥当性	業務内容と工程、人員配置の整合性、履行期限内での完成見込みの余裕度
		業務に対する取組み姿勢	業務に対する意欲、成果による地域貢献への姿勢
②	技術提案内容	業務に対する技術力	調査・解析に関する技術水準、空洞の見落とし防止対策の考え方
		作業条件の理解度	調査対象路線（緊急輸送道路又は同等の道路）の特性・課題の整理、作業上クリアすべき条件の把握
		成果の照査水準	調査・解析の成果に対する照査方法とその精度、二次調査に移行すべき箇所との妥当性整理
		創意工夫	既存技術の応用や新技術の活用、成果の活用しやすさに対する工夫
③	プレゼンテーション	プレゼンテーションの評価	要点説明の的確性と分かりやすさ、質問に対する回答力
④	参加表明書の評価	参加表明書の評価点×10%	参加表明書の評価
⑤	業務価格	業務価格の評価	設定金額に対する見積額

### (2) 評価の流れ

技術提案の評価にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からの技術提案書及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を評価する。
- ② 評価の結果、総合得点について、一定の水準を超えかつ最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。
- ③ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用することが出来る。その際は、プレゼンテーション資料を令和元年10月28日（月）午後5時までに提出すること。

### (3) 評価結果の通知

- ① 評価結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ② 評価結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 評価結果は本市のホームページに掲載する。



#### (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 本市より参加資格があると認められた者であっても、技術提案書提出時点から評価結果通知までの期間に、「3. 応募条件」の各号のいずれかを満たさないこととなった場合
- ② 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合
- ③ 技術提案書に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本要項に違反すると認められる場合

### 9. 契約に関する事項

#### (1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

#### (2) 応募条件を満たさなくなった場合の取り扱い

最優秀及び優秀提案者の選出後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなった時は、契約締結を行わない。この取り扱いにより、最優秀又は優秀提案者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- ① 「3. 応募条件」の各号のいずれかを満たさないこととなったとき。
- ② 参加表明書及び技術提案書への虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要項に違反すると認められる場合

令和元年度 仙台市路面下空洞調査業務

調査路線リスト

No.	区	路線番号	路線名	延長(m)	車線数	測線長(m)	備考(緊急輸送道路の指定状況等)
A1	青葉区	国道457	457号	6,630	2	13,260	市3次
A2		国道457	457号	1,330	2	2,660	県2次
A3		県道31	仙台村田線	3,750	2	7,500	県1次
A4		県道31	仙台村田線	650	4	2,600	県1次
A5		県道31	仙台村田線	920	4	3,680	市3次
A6		県道31	仙台村田線	2,520	2	5,040	市3次
A7		県道31	仙台村田線	1,200	2	2,400	県1次
A8		県道55	定義仙台線	4,550	2	9,100	市3次
A9		県道132	秋保温泉愛子線	1,380	4	5,520	市3次
A10		県道135	落合停車場線	840	4	3,360	市3次
A11		県道264	大衡仙台線	1,700	4	5,320	指定予定路線
A12		青葉759	上杉山通木町通線	560	4	2,240	指定予定路線
A13		青葉825	鶴ヶ谷中山(その3)線	70	6	420	指定予定路線
A14		青葉880	鶴ヶ谷中山(その2)線	110	6	660	指定予定路線
A15		青葉965	台原南小泉(その2)線	730	4	2,920	市3次
A16		青葉966	台原南小泉(その1)線	400	4	1,600	市3次
A17		青葉1020	宮町小松島線	1,330	2	2,660	市3次
A18		青葉1034	台原南小泉(その4)線	460	4	1,840	指定予定路線
A19		青葉1131	宮町通線	230	2	460	市3次
A20		青葉1163	片平五橋通線	600	4	2,400	指定予定路線
A21		青葉1163	片平五橋通線	620	2	1,240	都市計画道路
A22		青葉1164	北日町通線	430	2	860	指定予定路線
A23		青葉1648	小松島四丁目4号線	350	2	700	市3次
青葉区 計				31,360		78,440	
M1	宮城野区	県道35	泉塩釜線	2,010	4	8,040	市3次
M2		県道35	泉塩釜線	660	4	2,640	市3次
M3		県道141	今市福田線	2,660	4	10,640	市3次
M4		宮城野1035	元寺小路福室(その4)線	2,580	6	15,480	県2次・市3次
M5		宮城野1097	卸町大和町(その1)線	450	4	1,800	市3次
M6		宮城野1190	館西町線	1,710	4	6,840	市3次
M7		宮城野1262	八軒小路原町坂下線	1,200	2	2,400	県2次
M8		宮城野1340	東仙台泉(その3)線	800	4	3,200	指定予定路線
M9		宮城野1389	東八番丁小田原(その1)線	240	4	960	仙台駅東口駅前
M10		宮城野1390	東八番丁小田原(その2)線	210	4	840	仙台駅東口駅前
M11		宮城野1391	宮沢根白石(その2)線	220	6	1,320	指定予定路線
M12		宮城野1394	榴岡1号線	220	2	440	仙台駅東口駅前
M13		宮城野1395	榴岡2号線	250	2	500	仙台駅東口駅前
M14		宮城野1484	鶴ヶ谷仙台港(その3)線	740	4	2,960	市3次
M15		宮城野1563	台原南小泉(その5)線	1,140	4	4,560	指定予定路線
M16		宮城野2266	宮沢根白石(その6)線	230	6	1,380	指定予定路線
M17		宮城野2267	宮沢根白石(その7)線	320	6	1,920	指定予定路線
M18		宮城野2268	東八番丁小田原(その4)線	220	2	440	仙台駅東口駅前
M19		宮城野2269	東八番丁小田原(その3)線	80	4	320	仙台駅東口駅前
M20		宮城野2303	名掛丁1号線	60	2	120	仙台駅東口駅前
M21		宮城野2421	宮城野原駅前線	360	2	720	県2次
M22		宮城野1034	原町岡田(その3)線	480	6	2,880	都市計画道路
宮城野区 計				16,840		70,400	



## 調査路線リスト

No.	区	路線番号	路線名	延長(m)	車線数	測線長(m)	備考(緊急輸送道路の指定状況等)
W1	若林区	県道54	井上長町線	3,300	2	6,600	市3次
W2		県道235	荒井荒町線	240	2	480	県道
W3		県道235	荒井荒町線	380	2	760	指定予定路線
W4		若林4	東八番丁2号線	110	4	440	仙台駅東口駅前
W5		若林8	宮沢根白石(その1)線	560	6	3,360	指定予定路線
W6		若林50	連坊小路線	760	4	3,040	都市計画道路
W7		若林96	南材木町河原町線	400	2	800	指定予定路線
W8		若林205	南小泉茂庭線	450	4	1,800	指定予定路線
W9		若林268	台原南小泉(その7)線	1,790	6	10,740	市3次
W10		若林274	遠見塚1号線	460	2	920	指定予定路線
W11		若林357	卸町大和町(その2)線	540	4	2,160	市3次
W12		若林373	卸町中央線	820	4	3,280	都市計画道路
W13		若林386	原町岡田(その2)線	1,320	6	7,920	都市計画道路
W14		若林386	原町岡田(その2)線	1,890	6	11,340	都市計画道路
W15		若林389	原町東部第三幹線2号線	970	4	3,880	仙台東ICアクセス
W16		若林523	霞日飛行場北線	630	2	1,260	県2次
W17		若林1203	六丁目荒井西(その1)線	800	4	3,200	市3次
W18		若林1204	蒲町荒井(その1)線	490	2	980	指定予定路線
W19		若林1401	蒲町荒井(その2)線	200	2	400	指定予定路線
W20		若林1609	荒井東幹線3号線	180	2	360	指定予定路線
若林区 計				16,290		63,720	
T1	太白区	国道457	457号	2,480	2	4,960	県2次
T2		県道31	仙台村田線	670	2	1,340	市3次
T3		県道31	仙台村田線	1,350	3	4,050	市3次
T4		県道31	仙台村田線	470	2	940	市3次
T5		県道39	仙台岩沼線	1,800	4	7,200	市3次
T6		県道62	仙台山寺線	10,430	2	20,860	県2次
T7		県道131	秋保温泉線	2,070	2	4,140	市3次
T8		県道160	秋保温泉川崎線	2,380	2	4,760	市3次
T9		県道273	仙台名取線	610	6	3,660	県1次
T10		県道273	仙台名取線	1,090	6	6,540	県1次
T11		県道273	仙台名取線	830	2	1,660	県1次
T12		県道273	仙台名取線	1,720	2	3,440	県1次
T13		太白2	八木山線	860	2	1,720	県2次
T14		太白3	川内旗立(その1)線	1,560	4	6,240	県2次
T15		太白4	長町八木山線	870	4	3,480	市3次
T16		太白368	長町八木山(その5)線	1,040	4	4,160	指定予定路線
T17		太白467	長町八木山(その4)線	110	4	440	市3次
T18		太白468	長町八木山(その2)線	540	4	2,160	県2次
T19		太白492	富沢長町2号線	500	2	1,000	県3次
T20		太白494	富沢長町4号線	1,000	2	2,000	県3次
T21		太白810	南仙台駅四郎丸(その2)線	550	4	2,200	市3次
T22		太白960	南仙台駅四郎丸(その1)線	860	2	1,720	市3次
T23		太白1221	郡山折立(その1)線	210	4	840	指定予定路線
T24		太白1395	山田旗立線	500	4	2,000	県2次
T25		太白1794	郡山折立(その3)線	1,500	4	6,000	指定予定路線
T26		太白1795	東中田(その1)線	290	2	580	都市計画道路
T27		太白1796	中田東(その1)線	130	2	260	都市計画道路
T28		太白1806	中田東(その2)線	150	2	300	都市計画道路
T29		太白1842	鹿野人來山線	2,730	2	5,460	県2次・市3次
T30		太白1850	長町八木山(その6)線	930	4	3,720	指定予定路線
T31		太白2004	東中田(その2)線	550	2	1,100	都市計画道路
T32		太白2005	中田東(その3)線	330	2	660	都市計画道路
T33		太白2309	河原町長町南線	1,110	2	2,220	指定予定路線
T34		太白2381	長町八木山(その7)線	180	4	720	指定予定路線
T35		太白2382	長町八木山(その8)線	740	4	2,960	指定予定路線
太白区 計				43,140		115,490	

## 調査路線リスト

No.	区	路線番号	路線名	延長(m)	車線数	測線長(m)	備考(緊急輸送道路の指定状況等)
I1	泉	国道457	国道457号	4,840	2	9,680	市3次
I2		国道457	国道457号	6,570	2	13,140	国道
I3		県道35	泉塩釜線	3,190	2	6,380	市3次
I4		県道35	泉塩釜線	1,960	4	7,840	市3次
I5		県道37	仙台北藻状線	2,000	4	8,000	市3次
I6		県道56	仙台三本木線	1,740	2	3,480	市3次
I7		県道263	泉ヶ丘熊ヶ根線	1,830	4	7,320	指定予定路線
I8		県道264	大衡仙台線	1,720	4	6,880	指定予定路線
I9		泉1	東仙台泉(その4)線	980	4	3,920	市3次
I10		泉8	北山実沢(その3)線	4,290	2	8,580	市3次
I11		泉14	七北田実沢線	320	4	1,280	都市計画道路
I12		泉14	七北田実沢線	5,670	2	11,340	市3次
I13		泉15	鶴ヶ谷中山(その1)線	910	4	3,640	指定予定路線
I14		泉18	台原南小泉(その3)線	210	4	840	指定予定路線
I15		泉20	七北田西成田線	1,010	4	4,040	市3次
I16		泉3004	泉中央幹線2号線	210	4	840	都市計画道路
泉区計				37,450		97,200	
-	-	-	付加車線			24,750	
合計				145,080		450,000	





路面下空洞調査業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受託者選定  
技術提案書提出者の選定要領（参加表明書の評価）（案）

1. 技術提案書提出者の選定方法

- (1) 技術提案書提出者の選定は、本要領に基づき参加表明書の評価を行い、技術提案書提出者を最大5者選定する。なお評価の結果、差異が認められない場合は、5者以上を選定することがある。
- (2) 参加表明書の評価は次のとおりとする。
- ・ 評価対象・評価項目及び配点は、表-1のとおりとする。
  - ・ (3)に示す評価項目毎の評価基準に基づき、配点に係数を乗じて評価点を算出する。
  - ・ 評価点の合計は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位止めとする。

表-1 技術提案書提出者の選定基準

番号	評価対象	評価項目	配点
①	会社の業務実績	同種業務の実績	20
		同種業務での表彰歴	10
		小計	30
②	営業拠点	本店・支店・営業所の所在	10
		小計	10
③	配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格	10
		同種業務の実績	10
		小計	20
④	配置予定担当技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格	10
		同種業務の実績	10
		小計	20
⑤	配置予定照査技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格	10
		同種業務の実績	10
		小計	20
配点 合計			100

(3) 評価項目毎の評価基準

① 会社の業務実績

評価項目	判断基準	評価基準	係数
同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績	10件以上	1.0
		6～9件	0.8
		1～5件	0.5
		無し	0.2
同種業務での表彰歴	公的機関が発注した同種業務で、その成果が優秀であり表彰などを受けたもの	5件以上	1.0
		3～4件	0.8
		1～2件	0.5
		無し	0.2

② 営業拠点

評価項目	判断基準・評価基準	係数
本店・支店・営業所の所在	仙台市内に本店がある場合	1.0
	仙台市内に支店・営業所がある場合	0.6
	上記以外	0.2

③ 配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績

評価項目	判断基準・評価基準		係数
技術者資格	技術士（総合技術監理部門 建設・道路）		1.0
	技術士（建設部門 土質及び基礎、道路）		
	技術士（応用理学部門 地質）		
	RCCM（道路部門）		
同種業務の実績	RCCM（地質部門）		0.6
	RCCM（土質及び基礎部門）		
	上記以外		
同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績（主たる担当として携わったものに限る）	5件以上	1.0
		1～4件	0.6
		無し	0.2

④ 配置予定担当技術者の資格要件及び業務実績

評価項目	判断基準・評価基準		係数
技術者資格	技術士（総合技術監理部門 建設・道路）		1.0
	技術士（建設部門 土質及び基礎、道路）		
	技術士（応用理学部門 地質）		
	RCCM（道路部門）		
同種業務の実績	RCCM（地質部門）		0.6
	RCCM（土質及び基礎部門）		
	上記以外		
同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績（主たる担当として携わったものに限る）	5件以上	1.0
		1～4件	0.6
		無し	0.2

⑤ 配置予定照査技術者の資格要件及び業務実績

評価項目	判断基準・評価基準		係数
技術者資格	技術士（総合技術監理部門 建設・道路）		1.0
	技術士（建設部門 土質及び基礎、道路）		
	技術士（応用理学部門 地質）		
	RCCM（道路部門）		
同種業務の実績	RCCM（地質部門）		0.6
	RCCM（土質及び基礎部門）		
	上記以外		
同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績（主たる担当として携わったものに限る）	5件以上	1.0
		1～4件	0.6
		無し	0.2

路面下空洞調査業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受託者選定  
技術提案書の特定要領（技術提案書の評価）（案）

1. 技術提案書の特定方法

- (1) 技術提案書の特定は、本要領に基づきプロポーザル審査委員会にて技術提案書の評価を行い、最も優れた技術提案書を特定する。
- (2) 技術提案書の評価は次のとおりとする。
- ・ 評価対象・評価項目及び配点は、表-1のとおりとする。
  - ・ (3)に示す評価項目毎の評価基準に基づき、配点に係数を乗じて評価点を算出する。
  - ・ 評価点の合計は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位止めとする。

表-1 技術提案書の特定基準

番号	評価対象	評価項目	配点
①	業務実施方針	業務内容の理解度	5
		業務工程の計画性・妥当性	5
		業務に対する取組み姿勢	5
		小計	15
②	技術提案内容	業務に対する技術力	15
		作業条件の理解度	10
		成果の照査水準	15
		創意工夫	10
		小計	50
③	プレゼンテーション	プレゼンテーションの評価	5
		小計	5
④	参加表明書の評価	参加表明書の評価	10
		小計	10
⑤	業務価格	業務価格の評価	20
		小計	20
配点 合計			100

(3) 評価項目毎の評価基準

① 業務実施方針

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 優	B 良	C 可	D 不可
業務内容の理解度	業務の目的, 内容の理解度, 実施方針の確立性	1.0	0.8	0.5	0.2
業務工程の計画性・妥当性	業務内容と工程, 人員配置の整合性, 履行期限内での完成見込みの余裕度	1.0	0.8	0.5	0.2
業務に対する取組み姿勢	業務に対する意欲, 成果による地域貢献への姿勢	1.0	0.8	0.5	0.2



② 技術提案内容

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 優	B 良	C 可	D 不可
業務に対する技術力	調査・解析に関する技術水準, 空洞の見落とし防止対策の考え方	1.0	0.8	0.5	0.2
作業条件の理解度	調査対象路線(緊急輸送道路又は同等の道路)の特性・課題の整理, 作業上クリアすべき条件の把握	1.0	0.8	0.5	0.2
成果の照査水準	調査・解析の成果に対する照査方法とその精度, 二次調査に移行すべき箇所の妥当性整理	1.0	0.8	0.5	0.2
創意工夫	既存技術の応用や新技術の活用, 成果の活用しやすさに対する工夫	1.0	0.8	0.5	0.2

③ プレゼンテーション

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 優	B 良	C 可	D 不可
プレゼンテーションの評価	要点説明の的確性と分かりやすさ, 質問に対する回答力	1.0	0.8	0.5	0.2

④ 参加表明書の評価

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数
参加表明書の評価	参加表明書の評価	参加表明書の評価×10%

⑤ 業務価格

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 1位	B 2位	C 3位	D 4位以下
業務価格の評価	設定金額に対する見積額	1.0	0.9	0.8	0.7

令和元年度  
路面下空洞調査業務委託

特 記 仕 様 書

令和元年 8 月  
仙 台 市



## 第1条 適用の範囲

この特記仕様書は、宮城県土木部制定「共通仕様書(建設関連業務)」(平成30年10月)(以下、「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、「路面下空洞調査業務」(以下「本業務」という)の履行に適用する。

## 第2条 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和2年3月27日までとする。

## 第3条 業務の目的

本業務は、仙台市が管理する道路において、路面下空洞探査車を使用して、路面下の空洞発生の有無を探査・解析し、現状の把握を行い安全・円滑な交通を確保するための維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

## 第4条 技術者の変更

管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

## 第5条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集の上業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②業務実施方針
- ③業務実施体制
- ④業務工程表
- ⑤調査・解析方法
- ⑥安全管理計画(交通規制を含む)
- ⑦連絡体制(緊急時含む)
- ⑧その他調査職員が必要と認めたもの

## 第6条 打合せ等

打合せは、業務着手時、業務の主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

### (a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打ち合わせを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

### (b) 中間打ち合わせ

現地踏査終了時あるいは調査時の区切りにおいて、中間打ち合わせを2回行うことを標準とする。※業務内容を勘案して追加することができる。

### (c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打ち合わせを行うものとする。

## 第7条 再委託

本業務について、再委託は認めない。

## 第8条 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

・過去の調査記録

その他業務履行上必要となった発注者の所有する資料については、協議により貸与すものとする。

## 第9条 成果物の提出

1. 本業務の成果品は、紙媒体の他、電子データにより納品することとする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：(以下、「要領」という)に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、紙媒体の他、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)について、正1部及び副として道路を管理する区支所毎に整理した成果品を提出する。「要領」で

特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子成果品に関する手引き（案）【業務編】」（以下、「手引き」という）を参考にするものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 「要領」、「手引き」等は、最新のものを適すること。なお、業務期間内において改訂があった場合には、その適用についても調査職員と協議すること。

## 第10条 疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、調査職員と協議を行うものとする。

## 第11条 調査対象路線

本業務では、別添の調査路線位置図に示した路線を調査対象とする。

## 第12条 現地踏査

1次調査に先立って現地踏査を行い、対象路線の交通状況や車線数、地下埋設物状況、沿道状況等を把握し、調査実施の基礎データを整理する。

## 第13条 1次調査（車道）

路面下空洞探査車による調査を基本とするが、現場条件等によりこれによりがたい場合には別途協議のうえ実施するものとする。なお、調査に際しては一般交通の安全確保に留意するとともに交通流をなるべく乱さないよう、短時間で調査が行える下記条件と同等以上の性能を有する探査車を使用すること。

なお、調査は単車線、複車線とも全幅員の調査を実施する。

- ①自走式電磁波地中レーダ探査車で、回転灯、調査標識、走行標識灯を搭載したもの。
- ②探査速度は40km/h程度で行えるもの。
- ③探査深度は1.5m程度で行えるもの。
- ④探査幅は2m程度で行えるもの。
- ⑤探査能力は50cm（横断方向）×50cm（縦断方向）×10cm（深さ方向）以上の空洞が確認できるもの。
- ⑥概略の異常信号の広がりや判定できるもの。
- ⑦空洞探査装置として、コントローラ、データ処理表示装置及びデータ収録装置を搭載しているもの。
- ⑧空洞探査補助装置（ポジショニング装置）として、距離・速度検出装置、ITVカメラ、ビデオ制御機、ビデオレコーダ及びビデオモニターを搭載しているもの。

## 第14条 1次調査解析

1次調査で取得した異常箇所データを解析し、空洞の有無、空洞の場合はその広がり、深度を確認し、陥没危険度判定を行う。

## 第15条 2次調査

1次調査結果に基づき抽出した異常箇所のうち空洞の可能性のある箇所について、ハンディ型地中レーダにより位置を確認し、コア削孔を行った上でスコープ撮影を行う。

調査結果が空洞だった場合、舗装構造及び空洞状況の柱状写真をカラーにて作成し、広がり、深度、厚みを計測後、最終的な危険度判定を行う。また、空洞下面における緩みの深度を確認する。

## 第16条 安全対策

2次調査の実施にあたり、交通誘導員を配置するとともに必要に応じ安全施設を設置するものとする。

## 第17条 報告書等作成

調査目的・調査方法及び調査結果、空洞（異常箇所）があった場合には箇所別調書を整理した報告書を作成すること。



#### 第18条 調査作業時間帯

本業務の調査時間帯は昼間を基本とする。

ただし、現場条件又は関係機関との協議等により作業時間帯に変更を要する場合には、調査職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

#### 第19条 個人情報の取扱いに関する基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第20条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 第21条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

#### 第22条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

また、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

#### 第23条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 第24条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 第25条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は、受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。但し、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去しなければならない。

#### 第26条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 第27条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

## 第28条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## 第29条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

